

アルコール健康障害対策関係者会議ワーキンググループ開催要綱

平成 27 年 3 月 2 日
 アルコール健康障害対策関係者会議
 会長 決定

1. 開催の目的

アルコール健康障害対策関係者会議（以下「関係者会議」という。）において、アルコール健康障害対策推進基本計画の案を作成するに当たり、多岐にわたるアルコール関連問題について円滑かつ効率的な議論を実施するため、現状の課題、求められる施策等の論点整理を行うことを目的として、アルコール健康障害対策関係者会議運営規則第4条の規定に基づき、関係者会議会長（以下「会長」という。）の決定により、アルコール健康障害対策関係者会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2. ワーキンググループ

（1）教育・誘引防止・飲酒運転等ワーキンググループ

「教育の振興等」、「不適切な飲酒の誘引の防止」及び「アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等」

（2）健診・医療ワーキンググループ

「健康診断及び保健指導」及び「アルコール健康障害に係る医療の充実等」

（3）相談支援・社会復帰・民間団体ワーキンググループ

「相談支援等」、「社会復帰の支援」及び「民間団体の活動に対する支援」

それぞれの基本的施策に係る調査研究等の推進、人材の確保等を含む。

3. 構成員等

（1）ワーキンググループの構成員は、関係者会議の委員が務めるものとし、別紙のとおりとする。

（2）ワーキンググループに座長を置くものとし、座長は、会長が指名する。

（3）ワーキンググループは、会長と相談の上、座長が招集する。

（4）座長は、会長と相談の上、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

4. 公開等

（1）ワーキンググループは、原則公開するものとし、その議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができます。

（2）（1）のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

5. 雜則

この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長と相談の上、座長が定める。

ワーキンググループ構成員名簿

1. 教育・誘引防止・飲酒運転等ワーキンググループ

今成 知美(座長)

大槻 元

尾崎 米厚

見城 美枝子

坂田 辰久

田辺 等

西原 理恵子

月乃 光司

友野 宏章

渡邊 祐美子

2. 健診・医療ワーキンググループ

猪野 亜朗

大槻 元

尾崎 米厚

田辺 等

樋口 進

堀江 義則

松下 年子

松本 純一

杠 岳文(座長)

3. 相談支援・社会復帰・民間団体ワーキンググループ

今成 知美

大槻 元

見城 美枝子

田辺 等(座長)

中原 由美

松下 年子

は主として参加する構成員